



会 報

日食協

第30号 58.3.31発行 日本加工食品卸協会 東京都中央区日本橋室町2丁目6番地(江戸ビル4階)
〒103 電話 東京03 (241)6568-6569番

目

次

食品問屋の中小企業近代化促進法

近代化計画の作成で調査開始 2

全会員からの調査回答を要請 (農林省食品流通局長) 3

(近促法・一問一答) 3

◇(第3回)賛助会員世話人会を開催 9

◇第10回産業部会:検討対象に競争問題 9

◇正副会長会議 10

商品委員会 割戻金の標準化でWGを設置 10

情報システム化委員会 新委員長に松本健一氏を互選 11

食品取引改善委員会 小分け化の今後につき協議 11

小分け問題WGが実態まとめる 11

◇機能整備対策の委託事業:第3回の委員会 12

支部ニュース

〔九州支部〕幹事会と情報システム説明会 12

〔関東支部〕返品の調査内容等につき検討、物流対策委員会 12

(第3回)商品研修会 12

〔北海道支部〕定期総会 12

◇「納品書」「出荷案内書」等と称する文書に対する印紙税の取扱いについて 13

◇貨物輸送秩序で協力の要設 16

缶詰ブランドオーナー会 コンビーフ缶詰等開缶研究会 18

缶詰全国大会で要望 19

事業功績者に北村伝司氏 22

新物みかん缶の動向を検討:115%の徹底につき要望 23

蜜柑缶工組の内販みかん缶詰について 23

缶詰クレーム実態集計 24

会員消息 25

関係団体報知 26

新刊の紹介 「問屋の挑戦」中田信哉著 26

中小企業近代化促進法

近代化計画の作成で調査開始

57年10月29日付の官報告示で即日施行となった食品問屋の中小企業近代化促進法に基づく業種指定により、いよいよ近代化計画の作業に取りかかった農水省では、「中小企業近代化審議会・農林水産部会の食料・飲料卸売業分科会」（委員委嘱は通商産業大臣）および「中小企業近代化計画策定のための実態調査を行なう食料・飲料卸売業調査員会」（農水省食品流通局長委嘱）を設置、去る2月24日に第1回の調査員会を開催、調査表の検討を行なった。

今回の調査は中小企業ばかりでなく大企業も調査対象に組み込み全国の総合食品卸5000店に対し実施される。

この中小企業近代化促進制度の概要およびスケジュール等については会報第28号の詳報した通りであるが、この調査の実施に当たり食品流通局長より國分會長宛に3月15日付で協力依頼状が寄せられた。

なお、分科会ならびに調査員会の構成メンバーは次ぎの通りである。

分科会専門委員名簿

分科会長 森 整治	畜産振興事業団理事長	専門委員 伊藤礼史	農林水産省食品流通局 商業課長
専門委員 鯨井鉄一	中小企業事業団総務部長	" 河野 敏	中小企業金融公庫業務 部長
" 國分道夫	国分(株) 副社長	" 鈴川善夫	(株)辻角名古屋 社長
" 高瀬孝三	高瀬物産(株) 社長	" 田内幸一	一橋大学教授
" 千坂卯七	(株)千坂 社長	" 土田清蔵	農林水産省食品流通局 企業振興課長
" 廣田 正	(株)菱食 専務取締役	" 古市溪峰	国民金融公庫業務部第 一部長
" 宮下正房	流通政策研究所専務理事	" 山室正男	ヤマムロ(株) 社長
" 吉田文毅	中小企業庁計画部 計画課長	(15 名)	

調査員会調査員名簿

調査員 大久保政一	吉見商事(株) 社長	調査員 岡澤成郎	日東物産(株) 社長
" 河原正樹	河原食品(株)常務取締役	" 北田久雄	日本加工食品卸協会 専務理事
" 寺澤延郎	(社)日本外食品卸協会 常務理事	" 中田信哉	流通政策研究所主任研 究員(4月から神奈川 大学助教授)
" 前田幸男	国分(株)経営センター所長		
" 吉岡洋一	(株)流通システム総合セ ンター代表取締役		
			(8 名)

全会員からの調査回答を要請

農林水産省食品流通局長より國分会長宛に3月15日付で中小企業近代化計画策定のための実態調査につき次ぎの通り協力要請があった。

58食流第1021号
昭和58年3月15日

日本加工食品卸協会
会長 國 分 勘兵衛 殿

農林水産省食品流通局長

中小企業近代化促進法に基づく中少企業近代化計画策定のための食料・飲料卸売業の実態調査の協力依頼について

このことについて、別添様式により、中小企業近代化計画策定のための実態調査を行うこととしたので、貴協会傘下会員に対してこの旨を周知徹底され、貴協会会員全てからの回答がなされるよう御協力をお願い致します。

近代化計画・一問一答集

食品問屋の中小企業近代化促進法に基づく業種指定及び近代化計画の作成について、このほど農水省食品流通局商業課の課長補佐久光紘一氏による一問一答集が事務局に寄せられ

すでに農水省では調査表の検討を終って3月中旬から全国5,000店の食品問屋に対し発送作業を開始したが、その記入にさきだちは非ご一読願いたい内容であり、こゝにそのQ&A集を掲げることとする。

食品問屋の中小企業近代化促進法に基づく業種指定及び近代化計画の作成について（一問一答）

農林水産省食品流通局商業課
課長補佐 久 光 紘 一

1. 食品問屋が中小企業近代化促進法（近促法）の対象業種に指定されたそうですが、具体的に説明してください。

1-(1) 中小企業近代化促進法(近促法)とは、どのような法律ですか。

1-(2) 近促法の対象となる食品問屋とは、どのような範囲ですか。

ア 中小企業が対象になります。

イ 総合加工食品問屋が対象になります。

1-(3) 対象業種に指定されたことにより、どのような施策が講じられるのですか。

ア 近代化を進めるための実態を調査します。

イ 近代化計画が作られます。

ウ 近代化計画に従って、中小企業の近代化が進められます。

エ 近代化の推進のために、国と地方公共団体が援助いたします。

2. なぜ、食品問屋は近促法の対象業種に指定されたのですか。

ア 食品問屋の経営が悪化しています。

イ 問屋機能の強化が求められています。

ウ 業態開発が必要になっています。

エ 食品問屋に対するビジョンと具体的な助成が必要になっています。

3. 食品問屋の近代化計画とは、どのような内容のものになるのですか。

ア 問屋の機能は、流通環境の変化に対応して変化しなければなりません。

イ 近代化計画は、問屋機能の高度化、効率化が柱になります。

1. 食品問屋が中小企代化促進法(近促法)の対象業種に指定されたそうですが、具体的に説明してください。

1-(1) 中小企業近代化促進法(近促法)とは、どのような法律ですか。

我が国の中小企業は、たえず変化する内外経済環境の中にあって旺盛な活動力と適応力を發揮しながら、我が国経済に活動において重要な役割を担ってきました。更に、近年における国民生活の多様化、高度化に伴い、ますますその活躍が期待されております。

このため、国は、中小企業の近代化を促進し、中小企業の事業環境への適応力を向上させることにより、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に資するため、昭和38年に近促法を制定し、その後、内外の経済環境の変化に対応して数次にわたる改正を行ってきました。

なお、これまでに近促法の対象業種として68業種が指定され、近代化が図られております。

1-(2) 近促法の対象となる食品問屋とは、どのような範囲ですか。

ア 中小企業が対象になります。

近促法の対象となる中小企業とは、問屋のような卸売業の場合は、資本金が3,000

万円以下又は常時従業員が100人以下（いずれかに該当する）の会社か個人です。

イ 総合加工食品問屋が対象になります。

今回の指定業種名は、「食料・飲料卸売業（各種の加工された食料又は飲料を総合的に取り扱うものに限る。）」となっており、いわゆる総合（加工）食品問屋が対象となっています。

この総合加工食品問屋（以下、たんに「食品問屋」といいます。）とは、具体的には、砂糖、菓子、酒類等、複数の加工食品を取り扱い、かつ、1種類の加工食品が50%を超えない問屋となっており、単品の専門問屋は対象になっていません。

1-(3) 対象業種に指定されたことにより、どのような施策が講じられるのですか。

ア 近代化を進めるための実態を調査します。

現在、食品問屋に詳しい学者や研究家、実務家の中から調査員が任命され食品問屋の実態調査にとりかかっております。

この調査は、書面調査や現地訪問を通じて行われる膨大なもので、たとえば、仕入、販売、財務、労務など個別企業の経営全般にわたる調査です。さらに、中小企業のみならず、大企業についても調査されるなど、食品問屋業界全体の問題点を明らかにするための調査です。

なお、3月下旬に実態調査表が対象企業約5,000社に発送されておりますので、4月下旬（25日）までに記入済調査表を農林水産省に返送してください。また、現地訪問は、8月頃、数社（企業名は未定）について行われます。

イ 近代化計画が作られます。

国は、アの実態調査と問題点の分析の結果に基づき食品問屋の近代化計画を定めます。この近代計画は、①食品問屋の中長期ビジョンと当面（5年後）の目標、②この目標を達成するために必要な設備の近代化、問屋機能の強化、業態の開発等に関する事項、③従業員の福祉の向上等、近代化に際し配慮すべき重要事項について定められます。

なお、この近代化計画は、官報などに告示されます。

ウ 近代化計画に従って、中小企業の近代化が進められます。

イで定められた近代化計画に従って、関係企業は、その後5年間に個々の企業として、又はグループで近代化を進めます。

グループによる近代化の場合は、個々の中小企業では資金的に導入しえない設備、あるいは、個々の中小企業が導入したのでは重複投資になる設備も導入することができます。また、個々の中小企業では欠けている能力も相互に補完することができます。

この間、従来それが孤立していた中小企業間に連帯感が生まれ、中小企業の組織化の核ともいいうべき団体の活動力が強化されることにより、業界団体自らが構造改善を行う次のステップ（構造改善計画）に移行する素地が形成されることが期待されます。

（ただし、構造改善計画への移行は、義務づけられているものではありません。）

なお、構造改善計画は、業界団体が主体となって作成し、国の承認を受けるもので、国の定めた近代化計画の目標にあわせて、近代化の目標及び業界の行うべき事業（構造改善事業）を具体的に策定することになっています。

エ 近代化の推進のために、地方公共団体と国が援助いたします。

近代化計画に示してある目標を達成し、中小企業の近代化を図っていくため、中央及び地方に推進協議会が設けられ、近代化計画の説明会をはじめ講習会や研究会を開催するほか、都道府県（中小企業総合指導所）による診断、巡回指導等も行われます。

また、金融上の措置として、安い金利で返済期間の長い資金を中小企業金融公庫、国民金融公庫、中小企業振興事業団から融資します。

事業の実施に必要な資金の円滑な融通を図るため、中小企業者が銀行等の金融機関から貸付けを受けようとする場合、各都道府県にある信用保証協会がその借入債務の保証を行います。

このほか、中小企業者が事業協同組合等を組織し、流通、加工施設を設置しようとする場合は、総事業費の3分の1以内の補助金を受けることができます。（なお、この補助事業は、中小企業近代化促進法とは別の農林水産省単独の事業です。）

〔詳細は別紙参照〕

2. なぜ、食品問屋は近促法の対象業種に指定されたのですか。

ア 食品問屋の経営が悪化しています。

近年、食品問屋は、経営収支の悪化に悩んでおり、特に、中小食品問屋の経営収支の悪化が深刻になっています。

経営収支悪化の主な原因は、①中小食品問屋の主たる取引先である地方の中小食料品店、スーパー等の売上げが、消費支出の停滞、大手スーパーの地方進出等により停滞しているため中小食品問屋の売上げが伸び悩んでいること、②諸経費、特に、物流関係コストが取引ロットの小口化、配送の多頻度化等に伴い増加していること、③加えて、次のような事情から、価格、サービス競争がますます激化しており、上記①、②のような状況を一層悪化させていること等が上げられます。

価格、サービス競争激化の主な要因としては、①企業規模の零細性及び企業数の過剰構造、②大手スーパーの地方進出等を契機とする伝統的分業関係（特約問屋と二次問屋との間の商圏調整）の崩壊、③高速道路網の整備あるいは輸送技術の進歩に伴う商圏の拡大、幅広さ、④消費低迷下におけるメーカー、小売業側の問屋選別の強化等が上げられます。

イ 問屋機能の強化が求められています。

食品問屋は、かっての流通革命論、問屋無用論などの批判にもかかわらず、その後の高

度経済成長期を生き残ってきました。そして、安定経済成長期に入った今日、アのようないくつかの問題が悪化している一方において、問屋に対する期待が高まっています。

しかし、ここにおいて期待される問屋とは、これまでの問屋の延長ではないことも事実です。すなわち、我が国経済の安定成長への移行、科学技術の進歩等に伴う生産、流通、消費構造の大きな変化のなかで、中間に位置する問屋がはたすべき役割、川上（メーカー）、川下（小売業）に提供するサービス（付加価値）の内容、いわゆる問屋の機能そのものの見直しが強く求められているのです。

そして、食品問屋の機能としては、①品揃え・在庫機能、②流通加工機能、③配達機能、④商品開発機能、⑤情報提供機能、⑥小売店等指導機能等が上げられますが、今日、それぞれの機能について、流通環境の変化に対応した革新、高度化が求められています。

ウ 業態開発が必要になっています。

食品問屋が高度化した機能を最も効率的に行うためには、各企業が機能の分担、特化を行う必要があります。したがって、各企業は、それぞれの顧客、立地条件等に対応して、どのような機能に特化していくのが適当であるか、その機能を最も効率的に行うためにはどのような経営形態、体制を採用すべきか（いわゆる業態開発）を決定することが必要になります。

そして、食品流通のトータルコストを低減させるためには、業態を明確化（機能の特化）した企業間における機能の補完関係が必要になり、このための業界再編成が行われるものと考えられます。

エ 食品問屋に対するビジョンと具体的な助成が必要になっています。

このように、今後、食品問屋が経営基盤の安定、秩序ある業界競争の確立を図っていくためには、問屋機能の高度化、業態の開発等が求められています。

そして、このためには、個々の企業のみならず業界構造の基本的な革新が必要であり、かつ、食品流通における食品問屋の重要性にかんがみ、業界、国が一体となってとりくむことが必要になっています。

このため、国は、食品問屋を近促法の対象業種に指定し、同法に基づく近代化計画のなかで食品問屋のビジョンを示すとともに、近代化計画に従って行われる業態開発等の近代化のための事業に対し助成を行うこととしました。

3. 食品問屋の近代化計画とは、どのような内容のものになるのですか。

ア 問屋の機能は、流通環境の変化に対応して変化しなければなりません。

今後問屋機能に大きな影響を与えるとみられる流通環境の主な変化としては、①消費者ニーズの多品種少量化、ウェット・チルド化の進展、②小売業におけるPOSシステムの普及、生販三層間における受発注システムのオンライン化の進展等、急速なコンピュータ

・システムの普及等が上げられます。

①の消費者ニーズの変化については、小売店からの発注も小口化、多頻度化しており、高度経済成長期におけるドライ食品を中心とする大量物流体制の見通しが不可欠となっています。

特に、近年取引先小売業は消費の低迷による売上げの伸び悩み、出店に対する規制の強化等に伴い、既存店を中心として店舗の活情化、運営コストの低減が緊急の課題となっており、商品回転率の向上を図るための在庫の圧縮、リード・タイムの短縮、未納に対する厳しいチェック等を強化しています。

食品問屋がこのような取引先小売業のニーズに対応していくためには、品揃え、在庫、流通加工（小分け、リバッカ等）、配送面における機能の高度化が必要となっています。

②のコンピュータ・システムの普及については、流通における商品管理、情報管理がより高度化し、かつ迅速化することになり、これに対応した情報機能の強化が求められています。

また、コンピュータ・システムの普及は、取引先小売業の企業規模（大手、中小）及び経営形態（チェーン店（レギュラー・チェーン、ボランタリー・チェーン、フランチャイズ・チェーン、独立店）による企業間格差を拡大することになると考えられます。

特に、売れ筋等商品に関する情報収集の面においては、独立小売店の場合は自から限界があると考えられます。

このような状況にかんがみ、今後とも主要取引先として大きなウェイトをもつと考えられる独立食料品店に対する食品問屋の指導機能の強化が求められます。

イ 近代化計画は、問屋機能の高度化、効率化が柱になります。

以上のように、今日、食品業界は、消費低迷による食品需要の伸び悩みという状況のなかで、生販三層がそれぞれ需要のほりおこし、コストの引き下げに懸命の努力を行っているところであり、食品問屋も流通環境の変化に対応して機能の高度化を図ることが強く求められています。

そして、食品問屋の機能の高度化とともにその効率化がますます重要になっています。このためには、各企業が機能面において特化、専門化（業態開発）すると同時に中小食品問屋同士の共同化あるいは大手食品問屋との提携を図ることにより、機能の補完を行い末端小売業のニーズに適確に対応していくことが必要になると考えます。

また、近代化計画の策定にあたっては、食品問屋の機能の高度化及び効率化について検討を行うほか、これらを促進するための設備の近代化、人材の育成等についても検討を行うことになっております。

終わりに

以上、食品問屋の近促法の指定と近代化計画について説明いたしましたが、意見にわたる

部分は私個人のものであり、今後、調査委員会、中小企業近代化審議会食料・飲料卸売業分科会等において検討、修正されるものであることをおことわりいたします。

〔第3回〕賛助会員世話人会を開催 割戻金、小分け、情報システム化等で懇談

第3回賛助会員世話人会は年明早々の1月12日、日本橋の精養軒において開催した。

この世話人会の主な懇談内容としては①未収割戻金に関する報告 ②小分け問題の進捗状況 ③情報システム化に関する現状等について世話人会13社のトップメンバーと商品委員会8社の委員の間で報告ならびにこれらに対しての懇談が行なわれた。

未収割戻金問題については、1昨年秋に行なった卸側の調査に引き続き、世話人会メンバーの前向きの協力のもと第3者的立場の流通政策研究所に委託し、メーカー側のヒアリングをこのほど実施したが、その結果の報告と提案につき同研究所の主任研究員中田信哉氏外2名の所員から行なわれた。

特に同研究所は今後の取り組み方として、①割戻金の種類の統一化、②各種割戻金の呼称と性格の定義と統一化、③未収期間、支払率等について統一的ガイドポストを作成する必要があろうとし、まず卸側はメーカーの意見を入れつゝその体係プランの作成にかかり、第2段階としてメーカーを含めた割戻金に関する標準化委員会と言ったものを設置し改善を図る方向が好ましいとの提起があった。

のことについて、世話人会側から協力の意向が示された。

緊急対応が要請されている量販店へ納入する商品の小分け化問題に関しては食品取引改善委員会のワーキンググループ座長木村哲二氏より、昨年5月開催の定時総会に

おいてそのガイドラインが示されて以来の活動状況と進捗状況ならびに問題点等につき報告した。

また、情報システム化に関する現状については受発注システム検討会、および取引コード検討会座長栗原悠造氏より①酒類食品統一伝票 ②受発注システムに関する中継センター業務等の進行状況 ③統一取引先コードについての検討会における検討の経緯と内容等 ④商品コードならびにPOSシステム・⑤SDPシステムの現状などが具体的に説明され意見交換が行なわれた。

いずれの問題も食品業界において今後の重要なテーマであるだけに有意義な懇談だったとの評価を得た。

〔検討対象に競争問題〕 〔第10回産業部会〕

農林水産大臣の諮問機関・食品産業政策協議会産業部会が3月3日開催された。

今回は56年4月27日第1回産業部会が開かれて以来すでに第10回目の開催となるが、今までに第1テーマとしてバイイングパワーの問題が取りあげられ、「食品産業の取引の改善の方向」について案が示された。また第2テーマとしては加工食品問屋をめぐる経営環境の変化と当面する課題等について検討が行なわれ、57年7月12日通算で第9回目の産業部会において「加工食品問屋の当面する課題と対応の基本方向」がとりまとめられた。

今回の産業部会は第3のテーマというこ

となるが、その検討対象としては、

- (1) 食品製造業を中心として
- (2) 業界内の競争の現状をふまえ、行き過ぎた競争を防止し、公正競争の維持と効率的な生産流通秩序の確保に資する方策のあり方について検討する。

以上のこととを対象として「食品産業の競争問題について」と題する検討フレーム案が示された。

なお今回の産業部会には國分道夫運営委員長が出席された。

正副会長会議を開催 新年度事業計画等を諮る

3月17日、日本橋精養軒において國分会長、角田副会長、松下副会長、磯野副会長の出席を得て正副会長会議を開催した。

当日は運営委員会の各委員も参加し、来る5月25日の理事会、これに引続いての定期総会開催に当たり、提出議案の基本的内容と方向等につき協議がなされた。

特にこのたび加工食品卸業が中小企業近代化促進法に基づく業種指定がなされ、すでにその調査が開始される段階を迎える。食協としての推進体制等につき國分運営委員長より具体的説明があり、58年度の事業計画に柱として折込むなど話合った。

事務局では正副会長会議で諮られた基本線に沿って理事会、定期総会の提出諸議案の作成に取り組むことになった。



割戻金の標準化でWGを設置

2月10日、商品委員会を開催し、かねてから委員会が重要課題として取り組んで

いた未収割戻金に関する是正問題につき、第2段階として統一的なガイドポストの作成作業に取りかかるべく、各委員店の經理および営業担当者によるワーキンググループを設置することになり、その第1回目の会合が開らかれた。

WGの構成は次ぎの通りである。

経理担当		
社名	役職名	氏名
㈱菱食	社長室会事務局 参考	市瀬 竹久
㈱小網	業務部經理二課 課長	福江 和彦
㈱明治屋	經理部 次長	葉山 久雄
国分(㈱)	東京業務部部長	藤田 慶一
コンタツ(㈱)	經理部部長代理	海津 重雄
㈱サンヨー堂	計算課 課長	山口 誠
㈱廣屋	財務部 課長	江波戸忠夫
松下鈴木(㈱)	営業管理課課長	滑川 友久

営業担当		
社名	役職名	氏名
㈱菱食	東京支社営業第三部仕入課長	木村 哲二
㈱小網	東京支店販売第一課長	清水 英敏
㈱明治屋	関東支店第一営業部次長	鶴見 公
国分(㈱)	東京第一支店支店長	塩月 隆義
コンタツ(㈱)	食品部部長代理	永島 宏
㈱サンヨー堂	東京支店副支店長	福田 隆吉
㈱廣屋	本社食品本部次長	古田 一幸
松下鈴木(㈱)	東京企画統括課 課長	浅井 久生

なお、今後のWGのスケジュールとしては、まず経理、営業担当の両WG合同で、御ならびにメーカーのヒアリングを進めそのとりまとめを行なった流通政策研究所の説明と問題提起等をスクーリングしたあとで当面経理担当グループにより作業の進行を図ることになった。

それらの作業が整ったうえでメーカーを

含めた割戻金標準化委員会（仮称）を設置し生販両者が前向きな姿勢で一步を進める方向づけがなされた。

また量販店に納入する商品の小分け化問題については、食品取引改善委員会WG座長の木村哲二氏より経過報告と今後の活動方針につき説明があり、特に小分け化が困難とされるメーカーへの対応につき、キメ細かな協力呼びかけを行なうことが話合われた。



〔新委員長に松本健一氏を互選〕 — 情報システム化委員会 —

2月10日、情報システム化委員会を開催し、まず、前委員長の鈴木崇氏の辞任に伴う新委員長および副委員長の互選が行なわれた。

その結果次の通り正副委員長が決定した。
委員長 松本健一氏 (株)廣屋取締役副社長
副委員長 栗原悠造氏 国分(株)
システム企画室長

また新委員として松下鈴木(株)専務取締役林田庄治氏の紹介があった。

続いて手書き用統一伝票の新様式の内容と今後の普及活動について酒類食品統一伝票普及促進委員会の座長、中井毅氏より説明があり、前向きの普及作業を進めることを承認した。

さらに受発注システム検討会および取引コード検討会の両検討会に関する活動とそのスケジュール化については副委員長の栗原悠造氏より資料等に基づき具体的報告があり、両検討会がそれぞれ検討してきた基本線とその方向づけに沿って作業を進めることになった。

〔登録の範囲等を検討〕 — 取引コード検討会 —

取引コード検討会では、1月20日、再会第3回目の会合を開らき、コード体系につき

検討。改めて現行コード体系を採用することを確認するとともに、2月22日、第4回検討会において①会費徴収範囲の策定、②業務委託費以外の費用、③マスターへの付加情報、④サブセンターの設置特について協議した。

なお、新メンバーとして㈱廣屋の本間楳氏が紹介された。

続いて、3月23日第5回検討会においては①登録の範囲、②運営会費徴収の範囲、③委託費以外の経費、④サービスの範囲その他付加情報等につき具体的討議を行なった。

〔小分け化の今後につき協議〕 — 食品取引改善委員会 —

食品取引改善委員会では、昨年3月設置されて以来、量販店に納入する商品の小分け問題を当面の重要課題として取りあげ、ワーキンググループを編成して積極的な推進活動を展開していたが、その作業も順調に進められ、このほどそのワーキンググループがとりまとめた「小分け対応状況実態報告書」も作成されたことにより3月2日、第3回目の委員会を開催した。

本件に関してはWG座長の木村哲二氏より経過報告ならびに今後の活動につき考えが述べられ委員会はWGの方針を諒承。

小分けについて今後の進め方としては、すでに小分け対応が完了または実施予定されているものは問題ないが、困難とされるメーカー商品についてどのように対処するかが協議された。

〔小分け問題WGが実態まとめる〕

小分け問題のWGは昨年11月以降から缶詰、コーヒー、紅茶、乾物、乾燥等の代表的メーカーと個別にヒアリングを行ないその結果の取りまとめをしたが、1月10日会合し、食品取引改善委員会正副委員長との連絡を開らき今後のスケジュール化等につき打合せを行なった。

また2月25日のWGでは1函当たりの

小分け（シェリングパック）経費がどの程度のものとなるか、各社でその実態を報告することになり、経費項目の検討等を行なった。

3月15日開催のWGでは各メンバー店から寄せられた経費につき内容分析し、検討項目を整理した。

〔機能整備対策の委託事業〕 〔第3回委員会を開催〕

農林水産省の委託事業である加工食品卸業機能整備対策調査は順調に進みその調査結果が再委託先の流通政策研究所でとりまとめられたことにより、3月2日、第3回目の委員会を日食協会議室で開催した。

本年度は調査第2年度に当たり明年度で終了することになるが、今回の報告書の内容構成としては、①調査研究の課題と検討の方向②加工食品卸売業の経営課題③環境変化と卸売機能④加工食品卸売業における機能の実態等につき協議した。



〔幹事会と情報システム説明会〕 〔九州沖縄支部〕

九州沖縄支部では3月18日(金)福岡市八仙閣において幹事を開催。引続いて、電算室、經理事務担当者をはじめ、情報システム化委員、受発注システム検討会および、取引コード検討会座長の国分株システム企画室室長栗原悠造氏により次の内容について説明会を開催した。

- (1)日食協情報システム化委員会活動状況
- (2)酒類食品統一伝票について
- (3)受発注システムの概要書、仕様書の説明、および現況
- (4)取引コードの進歩状況
- (5)関連食品業会の受発注システム等。

〔返品の調査内容等につき検討〕 〔物流対策委員会〕

関東支部では1月21日、物流対策委員会を開き、昨年暮から調査実施に入った

返品の実態調査につき12月期の調査内容の検討を行なった。

また最近小売業界においてはPOSシステムの実験が急速に進んでおり、その運用の実態について情報交換した。

その他、小分け問題の現況、商品研修会の日程取り等につき意見交換した。

続いて2月25日開催の物流対策委員会では前回に再整理を要するとされた返品の実態調査につき1月期の報告結果を合わせ検討を行なった。

しかし、なお内容調整の必要な箇所があり、具体的に比率算出等の作業を進めたりとて、次回物対委で協議することになった。（倅車料金の改訂問題については、各社で情報を持ち寄り、意見交換した。）

また第3回商品研修会は4月7日と決定し、味の素鶴川崎工場および日清製油磯子工場を現地研修することになった。

日食協関東支部では(第3回)商品研修会を4月7日(木)下記の2工場で実地研修する。

午前の部 日清製油株式会社 磯子工場
所在地 横浜市磯子区新森町1
電話 045-751-1281
工場長 奥村敏朗氏

午後の部 味の素株式会社 川崎工場
所在地 川崎市川崎区鈴木町1-1
電話 044-222-1111
工場長 岡田弘氏

北海道支部で定時総会開催

北海道支部(支部長新田勇三氏)では、去る1月20日の幹事会につき、3月17日、札幌市の京王プラザホテルにおいて56年度の定時総会を開催した。

この総会には本部から常任理事で商品委員の廣田正氏が出席され、本部活動状況報告、今後の支部運営等について支部会員との前向きの協議を行なった。

「納品書」「出荷案内書」等と称する 文書に対する印紙税の取扱いについて

このたび、国税当局より、納品書、出荷案内書等と称する文書のうち、売買代金の決済方法等が記載されているものは文書の標題いかんにかゝわらず、契約書に該当し1万円を超えるものについては印紙を貼付し消印しなければならない旨を周知徹底されたいとの指導がなされた。また、1月31日付で次ぎの通り國分會長宛依頼状が寄せられた。

東局間消第145号

昭和58年1月31日

日本加工食品卸協会

会長 國 分 勘兵衛 殿

東京国税局長

業者が作成する「納品書」、「出荷案内書」等と称する文書に対する印紙税の取扱いの周知方依頼について

平素、税務行政全般にわたり、深い御理解と多大の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、貴業界において作成される「納品書」、「出荷案内書」等と称する文書のうち、売買代金の決済方法等が記載されているものは、印紙税法上課税文書（印紙税法別表第1の第19号に掲げる「物品の譲渡に関する契約書」）に該当しますが、作成者の一部には課税文書に該当しないものとして取扱っている例が見受けられます。

つきましては、御多忙中のところ恐縮でございますが、別紙の内容を貴会の機関誌、会報等に掲載するなどの方法により、傘下の会員の方々への周知方について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

[別紙]

業者が作成する「納品書」、「出荷案内書」

等と称する文書に対する印紙税の取扱い

はじめに

印紙税は、契約書、株券、手形、物品切手、受取書及び通帳などの特定の文書を課税対象とし、その作成者に対して課税される税金で、その納税は、原則として、課税される文書に印紙をはり付けて消印することとされています。

また、印紙税は、流通取引そのものに課税されるものでなく、その流通取引に伴って作成される特定の文書について課税されるものですから、文書税ともいわれています。従って、流通取引があっても、文書が作成されない場合には、課税されることはありません。

(注) 印紙税の課税対象となる文書は、具体的には、印紙税法別表第1の課税物件表の課税物件欄に掲げられています。

1. 物品又は有価証券の譲渡に関する契約書

印紙税法上課税文書として掲げられている「物品又は有価証券の譲渡に関する契約書（第19号文書）」（以下「契約書」といいます。）とは、物品又は有価証券（以下「物品等」といいます。）の売買、その他の契約（予約も含まれます。）による所有権移転契約の成立、更改又は契約の内容の変更又は補充（以下「成立等」といいます。）の事実を証明する文書をいいます。

従って、物品等の所有権移転契約の成立等を証明する目的で作成される文書は、その名称や形式のいかんを問わず、契約書に該当し、1通につき、200円の印紙税を納付することとなります。

(注) 契約書に記載された契約金額が1万円未満の場合には、印紙税を納付する必要はありません。

なお、契約書に契約金額が記載されていない場合には、契約金額の記載のない文書として課税対象となります。

2. 売買代金の決済方法等が記載されている「納品書」、「出荷案内書」等と称する文書

物品の売買取引に関し、売主から買主に交付される文書で、「納品書」、「出荷案内書」等と称するもの（以下「納品書等」といいます。）のうち、様式例のように納品物品の明細（品名、数量、単価、金額、荷姿）に加え、当該納品物品の売買代金の決済方法（支払方法、支払手段、支払期日等）等が記載されているものは、通常の納品書等とは異なり、その作成目的は、当事者間においてあらかじめ合意した売買契約の取引条件を証明することにある。

ると認められます。

従って、このような納品書等で、代金の決済方法等売買契約の重要な事項を記載することにより、後日の証とするために作成され、他に契約の成立等を証明するための文書（例えば、注文請書、売約書など）が作成されない場合は、課税物件表第19号に掲げる「物品の譲渡に関する契約書」に該当することとなります。

3. 商品売買基本契約書

業者が株式会社、有限会社などの営業者との間において、継続して売買取引を行うために作成する契約書で、その売買取引に共通して適用される取引条件のうち、目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法又は債務不履行の場合の損害賠償の方法を定めるものは、継続的取引の基本となる契約書（第8号文書）になり、1通につき、4,000円の印紙税を納付することとなります。

（注）継続的取引の基本となる契約書であっても、契約期間の記載のあるもののうち、その契約期間が3月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものは、物品の譲渡に関する契約書になります。

4. 印紙税不納付の場合の過怠税の徴収

印紙税を納付しなければならない文書に印紙税を納付しなかった場合には、その納付しなかった印紙税額の3倍に相当する金額の過怠税が徴収されることになりますので、印紙税が不納付になっていないかどうか十分注意してください。

例えば、200円の印紙税を納付すべき文書を1万通作成し、これに印紙をはらなかった場合には、 $200\text{円} \times 1\text{万通} \times 3\text{倍} = 600\text{万円}$ が過怠税となります。

また、はり付けた印紙を消印しなかった場合には、その印紙の額面金額と同額の過怠税が徴収されることとなります。

なお、課税文書の作成者が自己の作成した文書の印紙税の納付状況についての自主監査を行い、その結果不納付の事実が確認され、その旨を文書で納税地の所轄税務署長に申し出たときは、その過怠税は、不納付税額の1.1倍に軽減されます。

お わ り い

ここでは、業者が日常作成されている文書のうち、その一部について説明したものですから、これらの文書のほかに作成される文書についても、印紙税の課税対象になるか、印紙税が正しく納付されているかなどについて十分注意してください。

(樣 式 例)

(注) 御受取の際別紙受領書へ記名捺印をお願い致します。

〔貨物輸送秩序で協力の要請〕

2月21日付、東京都陸運事務所所長名をもつて、日食協会長宛下記につきで周知の方の要請があった。

貨物自動車輸送秩序確立対策の推進

について（お願い）
平素何かと陸運行政に深い御理解と御協力を賜
り敬意を表する次第であります。

さて、トラック事業は、国内物流の基幹産業としてますます重要性を増し、時代に即応した輸

送体制の整備がなされてきております。

御承知のとおり、ここ数年世界不況の影響等に伴い、我国経済情勢は低迷し、きわめて厳しい環境下におかれていますが、トラック業界も同様一段と厳しさを増しております。

東京都内には、現在約5,500余のトラック運送事業者（車両数10万余両）が散在し、荷主のニーズに応えるため日夜たゆまない努力を図り年間1億5,000万屯余の貨物の輸送にたずさわり、都民生活、産業活動の発展に大きく貢献し、公共交通機関としての責務を果しております。

当所としては、貨物輸送に携わるトラック運送事業者（青ナンバー）に対しては、日頃から都民に対する良質な輸送サービスの提供、安全輸送等が図られるよう運輸行政の立場から指導監督し、事業者としての質的向上を積極的に推進しているところであります。また、輸送の適正化、安全輸送の確保については、荷主の協力も必要とされることは御高承のとおりであります。

トラック運送事業者の輸送秩序の確立につきましては、従来から警視庁を始め関係官署等の協力のもとに強力に推進しております。特に自家用トラック（白ナンバー）の営業類似行為に対しては取締りを強固に対処しているところでありますが、最近、景気の低迷の影響等から自家用トラックによる違法行為が漸増の傾向にあり（別添資料参照）、このため正常なトラック輸送の秩序が乱され、憂慮すべき現況にあります。

自家用トラックは他人の貨物を有償で運送することは、道路運送法に基づき禁止されており、これに違反すると無免許営業として厳しい行政処分がなされるとともに、荷主に対しても貨物の依頼をした場合はこれを帮助したものと見做し、共犯

帮助罪として罰せられることになります。

したがって、貴会に加入されております傘下関係会員各位に対し、上記趣旨を御了知のうえ貨物の依頼をなされる場合は免許を有しているトラック運送事業者（青ナンバー）に依頼されるよう周知をお願いいたします次第であります。

また、トラック運送事業者は、荷主の貨物を運送した際は、道路運送法に基づいて認可運賃により收受することとなっており、また、トラック業界においても、「適正運賃完全収受徹底運動」を昭和57年末より展開しておりますので、認可運賃の遵守方を併せてお願ひいたします。

なお、認可運賃はいわゆる幅運賃（基準運賃の上下10パーセントの幅）となっており、その幅の中で当事者間の契約によることとなっておりますので念のため申し添えます。

（資料）

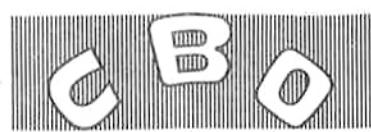
年度別自家用貨物自動車行政処分一覧表

東京都陸運事務所

項目 年度別	使用禁止処分		1両当たりの平均使用禁止日数	指 数 (日車数)
	車両数	日車数		
54年度	76	2555	34日	100
55年度	115	3550	31日	139
56年度	110	3420	31日	134
57年度	179	4115	23日	161

（注）57年度については4月1日～58年1月

末日までの集計である。



缶詰ブランドオーナー会

コンピューフ缶詰等開缶研究会

2月23日、日食協会議室において市販コンビ

ーフ缶詰等開缶研究会を次ぎの通り開催した。
主催：日本加工食品卸協会、全国食品缶詰公正取引協議会、(社) 日本缶詰協会。
協力：(財) 日本缶詰検査協会、日本食肉缶詰工業協同組合。

開缶点数：55缶（コンビーフ、32缶、ニューコンビーフ、17缶、外国産、6缶）

※外国産は参考品

出席：約65名（消費者代表10名）

午前中、(財) 日本缶詰検査協会横本検査部長、浜田検査主任により計量、品質検査、全国食品缶詰公正取引協議会渡辺常任理事により表示のチェックが行なわれ1時半から一般公開。2時から講評ならびに質疑応答があった。

[審査結果]

品位採点結果

品名 点数	コンビーフ	ニューコンビーフ
4.75	1 3.1%	
4.50	1 3.1%	
4.25	3 9.4%	
4.0	19 59.4%	
3.75	3 9.4%	4 23.5%
3.5	5 15.6%	7 41.2%
3.25	0	5 29.4%
3.0	0	1 5.9%
計	32缶 100%	17缶 (100%)

(財)日本缶詰検査協会 横本検査部長

「コンビーフは缶詰のなかでJASの普及率が高いものである。一般缶詰は50～60%位のJAS普及率に対しコンビーフの56年度におけるJAS受検数は125万缶、55年度は118万缶の生産数量で約95%がJASマーク付の製品である。本日の展示品コンビーフ32点のうち2

～3点、規格外のものがある。その他では1点だけJASがついていない、それを見てもJASの普及率がいかにも高いかということがお判りになろうかと思う。本日はJAS基準により採点したが、そのうち2～3点JAS基準にないものが含まれているが、これらも一応JAS基準を準用して採点した。今回の開缶数はコンビーフ32缶、ニューコンビーフ17缶、外国産（参考品）6缶である。私ども毎回こちらで審査を行なっているが、はじめてJASの基準で審査して不合格品が1点もなかった。量目、品位についても全部合格品である。」

[表示について]

全国食品缶詰公正取引協議会渡辺常任理事：「表示のチェックはごぞんじのように食品衛生法、JAS、公正競争規約、この3つが主体である。食品衛生法、JASの表示基準のうちで特に不適格というものはない。たゞ公規上で規定に合わないもの、好ましくない表示のものがあった。まずニューコンビーフで『馬肉、牛肉使用』の表示がないものが、1点、表示をしているが文字が非常に小さいものが2点あった。

それから、文字が背景の色と同じような色で見にくく、少し問題のものが1点。コンビーフについては特に不適格というものはないが、説明文に「本品は他の追従を許さない豊富な原料と技術によって衛生的なモデル工場で、つくりました。」という表示がある。これは単によい原料を使ったとか、衛生的につくったという表示ならよいが、「他の追従を許さない」ということは明らかに不当表示となる。それと似たような表示で『合成着色料、発色剤を使用していないので、肉本来の色

と味を生かした』というような表示も若干検討を要する表示と思う。」

なお、消費者代表10名による活発な質疑応答を行なった。

【筍缶で要望書をとりまとめる】 —— 蔬菜部会 ——

2月3日、蔬菜部会を開催し、①筍缶詰の情報交換、②筍缶詰全国大会の要望の件および③アスパラガス及びスイートコーン缶詰の情報交換等を協議した。

まず、筍缶詰については市況、在庫、輸入状況等の情報交換を行なったうえ、筍缶詰全国大会に臨んでの要望書のとりまとめ等を協議した。

アスパラガスの情報交換については特に54年後半から売行きが目に見えて悪化し53年、54年、55年と持越し在庫が年々増え続け、55年物は生販の強気な姿勢が結果として約40万缶のキャリオーバーとなって来たこと。56年度は5月末日の降雪と6月の異常低温のため生産量が有史以来の大減産（約70万缶）となり、現在のキャリオーバーも減少し、約30万缶位と推測されるものの現状は明らかに消費者の買控えの対象となり、又、生鮮グリーンアスパラにおされ需要は低迷しているとの報告があった。

なおスイートコーン缶詰については下記の通りである。

	55年	56年	57年
繰 越	10	10	80
生 产	230	240	340
輸 入	200	280	160

消費 430 450 500

【コーン缶詰の要望事項】

過去3ヶ年の原料価格及び作付面積の推移から見て各種産物の中で、コーンの収入は上位にあると推定される。

また、輸入品も米国の輸出価格があまり安くならず、極端な円高とならぬ限り昨今のような処分価格を望むことは無理と考える。

よって58年度の国産の製造を300万C/S以内に抑え、価格も現在の実勢価格位が適当である。

本件に関連して2月9日萩原副部会長、北田専務理事が日本農産缶工組事務局側と懇談し要望した。

【筍缶詰全国大会で要望】

昭和58年3月10日、加賀市文化会館において筍缶詰全国大会が開催され、日食協缶詰プランドオーナー会、蔬菜部会は次の要望を行なった。

【57年度筍缶詰の経過並びに要望事項】

過日、掲題に関し、日本加工食品卸協会蔬菜部会が開催され、情報交換した結果は下記の通りです。

① 第一に、筍缶詰需給の推移について

58.3.31 現在推定

年 度	当 年 生 产 量	前 年 より キャリオーバー	当 年 供 給 量	当 年 消 費 量	次 年 へ の 持 越 量
51年	430 万缶	60 万缶	490 万缶	420 万缶	70 万缶
52	400 "	70 "	470 "	420 "	50 "
53	340 "	50 "	390 "	390 "	0 "
54	400 "	0 "	400 "	330 "	70 "
55	430 "	70 "	500 "	360 "	140 "
56	350 "	140 "	490 "	410 "	80 "
57	320 "	80 "	400 "	370 "	30 "

スーパー筋の統計によりますと、57年度の販

売実績は、

56年度対比 物量で 89.9%に止まり
金額で 109.3%に達した
といわれます。これらのデータに基きますと、
57年度の消費量は360万缶乃至370万缶と
なり、次年への持越量は、40万缶乃至30万缶
と推算されます。この内訳は55、56、57年
度のS.S、T、ツツ、折、キズの中、小及びスラ
イスが殆んどを占めるものと推定されます。

因みに、過去6ヶ年間の筍缶詰輸入実績(18
€缶換算)を掲げますと、下記の通りです。

毎年度1月～12月迄

年 度	輸入実績	摘要
52年	261 万缶	
53	372 "	54年度までは、台湾麻竹筍は自由に輸入された。
54	398 "	90%以上台湾麻竹筍で独占。
55	240 "	55年度より、台湾麻竹筍は、其成制となり、輸入数量は抑制され ている。
56	238 "	
57	250 "	(11ヶ月実績)中国筍の台頭が著しい。

次いで、56年、57年度の国別輸入実績を掲げます。

国 別	56年度(12ヶ月)	57年度(11ヶ月)
台 湾	218 万缶	212万缶
中 国	14 "	28万5千
タ イ	5 "	10万
そ の 他	1 "	1千6百
合 計	238 万缶	250万6千6百缶

上記3図を分析しますと、特に注目すべき点は
輸入実績の増減によって、国内筍の当年消費量が
左右され増減することにあります。正に輸入の外
圧であります。55年度以降、台湾麻竹筍は、其
成制に移行し、その上不作等にもより、確かに輸
入数量は抑制され、こゝ3年間200万缶前後に

終始しておりますが、一方56年度の国別輸入実
績を見ますと、台湾218万缶、中国14万缶、
タイ其の他で6万缶、合計238万缶であったも
のが、57年度は11ヶ月で既に250万缶となり、
その内訳は、台湾212万缶、タイ其の他約10
万缶であるにも拘らず、中国は28万5千缶と倍
増しております。12月末迄には中国は30万缶
にも達するものと思われます。

昨年のこの大会で、中国の孟宗筍缶詰は、我が
国商社が、統々ノウハウと共に機械設備や容器を
提供し、中国を支援し始めましたので、今後生産
量も増加の一途を辿り、無視出来ぬ存在となるで
あろうことと、台湾麻竹と異なり、中国産は国内
筍と同一の孟宗竹であり、将来は怖い競争商品と
なる惧れがある事を予想しました。

上記の年毎の中国筍缶詰の輸入増加率を見ます
と、こゝ数年後には、全く無視出来ねばかりか、
多大の外圧となって影響を及ぼすことは間違ひあ
りません。

しかし乍ら、57年度の中国筍缶詰を分析しま
すと、たまたま浙江省の春竹筍18€缶、9€缶
の第一陣が鮮度良好の原料で、そのうえ等級サイ
ズ撰別が、特別に厳格であったことから、一般的
に春竹筍は品質良好との評判を得たようですが、
その後年末に入って来た製品は鮮度も悪く撰別も
雑との情報を得ており、目下の中国製品は玉石混
合不安定な品質だと考えられることにあります。

従って、こゝ一、二年内に国内態勢を確立し
外圧に立ちむかう必要が急務であります。

依って、販売者側の要望事項を次に提案申し上
げます。

② 国内筍缶詰過去の趨勢について

筍缶詰は、原料価格の高騰、暴落に依って或る

年度はパッカーの苦境、次年度は問屋側、そしてその翌年度は生産者の苦汁という繰り返えしの上に成り立って来たものと思われます。

毎年、農家に依って生産された筈の約80%以上は缶詰原料に、そして残りの約20%弱が青果市場に出荷されるのが全国平均パターンであります。

従って農家の販売金額は缶詰原料価額によって大きく左右されるものであります、缶詰原料のウエイトが極めて高いが故にパッカー側の意見がより以上に尊重されるべきであるとも信じます。

然る処、筈缶詰の繰越在庫の多寡、消費動向、輸入の外圧、その年の筈の豊不作予想によって、従来は高騰、暴落を繰り返えて来た次第です。

その間、消費者の名目収入は微増中ではあるものの、実質的増税、社会保証の負担増、教育費の高騰、毎年連続の物価の上昇、そして今後何等かの形での増税必至等、実質の生活レベルは、一層低下しました。

このため、生活防衛上、高値の筈等は食べないという買い控え現象が見られ、裾物、太物に消費が集中し、小売価格の限界点という障壁が確立されました。

すなわち、代表的なものを掲げると、100g当りLL80円、L90円、M100円、切60円が小売限界点であり、これを越えると筈の売行きは完全にストップするのが現実であります。

③ 筈産業に進言します。

(イ) 缶詰原料価格の適正化

生産された缶詰は、消費動向を無視した販売価格では、当年に売抜く事は、不可能である。生産者は筈を高値でパッカーに販売したと喜んでもパッカーでは、当然、その分を高値販売しなければならない。その結果→消費

離れ→在庫→翌年の原料価格の暴落という悪循環を繰り返す原因となる。

従って、生産者、パッカーとが一体となって、消費動向を適確にとらえ、この原料価格であれば、売れるという価格決定をしなければならない。そのためには、原料価格の決定は、後決めが理想的である。

(ロ) 生産コストの低減

缶詰製品が安価であれば、消費者の購買意欲は高まるし、台湾産を始めとする輸入筈に対する競争力も充分につき、これ等に打ち勝つ事が出来る。このためにも、生産者は、生産基盤の整備（竹林の肥培管利強化を実行する。これは反収の増大につながる。）パッカーにおいては、操業の合理化や、原料不作年の原料買い漁り（原料価格の高騰を呼ぶ。）を自肅する等して、原料と生産コストの低減を図る必要がある。

(ハ) 計画性のある缶詰製造

筈生産は、表年、裏年には拘らず、雨量や日照に左右される等、計画的生産、製造は困難な面もある。しかし乍ら消費動向に応じた計画生産、繰り越し在庫を作らぬということが、重要である。

需要予測をオーバーする様な年は、生産者は5月に入っての掘取りを自肅したり、不良筈の出荷を控えたり、パッカー側は、何時迄も操業するのではなく、早目に工場線短し、生産調整し、計画性のある缶詰製造に当らねばならない。こゝに、生産者、パッカー間に両輪としての強い結束が必要である。

(ニ) 消費宣伝

筈は食品として、非常に優れた蔬菜である。

無農薬、無公害としての自然食品、タマネギ、キャベツ等と同等以上の栄養食品、ハウス万能時代の唯一の季節食品にて繊維質食品として整腸剤的な作用があると言われ、大腸癌の予防等、数多くの優れた特性をもった食品である。

しかし、これ等の数々の特色が、一般消費者に、強力なPRがなく、あまり侵透していないため、必需食品としてではなく、季節又は正月食品としてのイメージの方が強い。このため、年間の消費動向は、自然発生時の4～5月に最も集中、次いで12月となっており、必需食品となっていないことを示している。

これ等のことから、必需品的に使用るべき年間料理や栄養価値、自然食品性等の消費宣伝の拡大が強く望まれる。

以上、缶産業に対するこれ等の進言も缶産業界がこぞって実行される事によって一層強まる外圧に対し、対抗出来る足腰（価格と品質）を強めることが可能と確信します。

以上

事業功績者に北村伝司氏

日食協・缶詰ブランドオーナー会の蔬菜部会部会長である北村伝司氏（株式会社北村商店取締役社長・名古屋市）は、このたび社団法人日本缶詰協会から缶詰業界に永年にわたり功績があったことにより同協会の事業功績者として表彰されたことに成了。

この表彰式は3月25日の同協会臨時総会の席上において行なわれた。

北村部会長は缶詰産業の発展に大きく寄与したばかりでなく、昭和41年に日食協の前身であ

る全国缶詰問屋協会創立当時から理事をつとめられ、卸業界に功献したことがこのたびの晴れての受彰となった。

新物みかん缶の動向を検討 115%の徹底につき要望

果実部会では新物みかん缶詰の製造につき日本蜜柑缶詰工業組合の内版対策委員メンバーと、在京部会員代表により1月14日丸の内ホテルにおいて年度第3回目の懇談会を開催したが、生産の動向は原料情勢から見て先行き不安材料を強めており、今後のバッカーリ対応を中心に話合いを行なった。

その後状況は一層悪化の様相を見せはじめてきたため、2月3日正式に果実部会を開らき、市場見通し等を分析、今後の対応につき協議した。

1月31日現在におけるJAS受検数量から見ると当初の予想より増産されることは必至の状勢にあり、115%止りでの打切りにつき、工組側に要望することになった。その要旨は次の通り。

新物みかん缶詰につき要望の件

拝啓 貴組合ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、新物みかん缶詰の製造はいよいよ後期入りとなりましたが、その生産の成り行きは最も注目を集めているところであります。弊会におきましては、1月27日付貴組合の書信の主旨を直ちに果実部会員に周知し、協力を呼びかけるとともに、2月3日、緊急果実部会を開らき情報交換のうえ、前向きに市況安定化を図ることを再確認致しました。

つきましては、貴組合がご決定の「2月20日までに製造を打切る」件の厳守に関し、ご傘下の組合員に実効ある再徹底方を早急にご推進下さいますようお願い申しあげます。

■蜜柑缶工組の内販 ■みかん缶詰について

蜜柑缶工組では3月9日内販対策委員会を開催3月14日付で次のような経過報告と見通し等につきCBOに連絡があった。

1. 製造期限の遵守状況

本年の製造を2月20日までに切上げる点については、一部特殊事情のある組合員を除き遵守された旨地区委員より報告を得た。

2. 総製造数量の見通し

2月21日以降の受検計画について各組合員からの報告を集計した結果、換算函数で740万函程度となる見通しである。

3. 受検数の内容分析(2月末日現在)

総受検数は前年度最終受検数に対し125%（換算ベース）となっているが

① 小売用向けの3号缶以下の小型缶は前年度最終受検数に対し換算ベースで114%に止っており、巷間伝えられる大増産とはなっていない。

② 2月末の受検実函は9,306千函となっているが、これは従来5号缶は48缶入が中心であったものが包装の小口化が進んだため24缶入が増加したことによっている。従って5号缶を48缶入ベースに換算すると実函合計は8,635千函となり、従来の実函総数に較べ大幅増加となっている。

③ 業務用大型缶については前年度受検数を大幅に上廻っているが、これは前年受検数が例年に較べ極端に少なかったため、過去2～3年の受検数と需給関係からみて大きな懸念はないと考えられる。

4. 價格のガイドラインについて

価格のガイドラインについてはシーズン当初に4号缶及び5号缶について設定してきたが、今年の原料価格は全国平均34円/Kg程度が予想されるものの歩留り低下からコスト的には前年度を下廻ることはないと考えられる。みかん缶詰の再生産を可能とするためにもガイドラインは現行通りで修正しないこととした。

5. 大型缶について

業務用大型缶の需給状況については、パイン缶、もも缶なども生産は減少傾向にあり需給関係は堅調に推移している現状から、今後みかん缶詰に対する需要の増加が期待できる。

■新物みかん缶詰生産状況■

蜜柑缶工組がまとめた58年2月28日現在のJAS受検状況は次の通りである。（単位=函）

	実函	換算函数
2月28日現在	9,306,251	7,229,323
56年度	6,716,110	5,244,577
55年度	6,965,076	5,868,778
54年度	8,036,185	7,032,621

ブローケン品鑑定状況

	実函	換算函数
2月28日現在	151,658	158,312
56年同期	33,218	32,937
55年同期	53,629	57,659
54年同期	182,039	196,930

57年度輸出向けみかん缶詰出荷状況

	実函	換算函数
2月28日現在	1,732,878	1,233,622

56年同期 3,084,765 2,175,790
55年同期 3,055,012 1,947,461

飯類	$\frac{1}{1}$	$\frac{1}{1}$
合計	$\frac{500}{737}$	$\frac{472}{773}$

缶詰クレーム実態集計

2月18日、品質対策委員会を開催。57年(1月～12月)の缶詰クレーム実態について意見交換を行なった。

この日は缶検、井上常務理事、日缶協渡辺部長、大洋、日水、キューピーの各協力メーカーが出席し、大手水産会社の水産缶詰のクレーム、消化曲線なども資料として提供を得、クレームの傾向等の分析を行なった。

なお年次集計による品種別クレーム発生状況は次の通り。

	上段	異物混入	56年
	下段	品質クレーム	
			57年
果実類	$\frac{219}{331}$	$\frac{257}{384}$	
蔬菜類	$\frac{40}{70}$	$\frac{31}{87}$	
食肉類	$\frac{64}{37}$	$\frac{52}{38}$	
水産類	$\frac{34}{15}$	$\frac{26}{22}$	
ジャム類	$\frac{111}{197}$	$\frac{49}{75}$	
ソース類	$\frac{5}{22}$	$\frac{6}{16}$	
・ジュース類	$\frac{6}{24}$	$\frac{6}{36}$	
びん詰類	$\frac{9}{11}$	$\frac{23}{86}$	
ペビード類	$\frac{9}{20}$	$\frac{17}{21}$	
調理特殊缶詰	$\frac{2}{9}$	$\frac{4}{6}$	

沖縄パイン開缶研究会

3月3日、大阪市ホテル・ドウ・スポーツプラザにおいて主催沖縄パインアップル缶詰協会、協賛日本加工食品卸協会近畿支部、沖縄パインアップル缶詰工業組合により開催。本研究会には日食協関西支部長の松下善四郎氏が出席され協賛支部としての挨拶があった。

開缶数：輸切り27缶、参考品5缶
小片 8缶 計 40缶

総合判定：

項目	合 格		不 合 格		備考
	かん数	%	かん数	%	
品 位	34	97.2	1	2.8	
計 可溶性 固形分	34	97.2	1	2.8	超過
器 量 目	35	100.0			
表 示	35	100.0			
合 計	33	94.3	2	5.7	

大阪で缶詰懇談会

3月18日(金)(社)日本缶詰協会では大阪マーチャンダイズ・マート地階ホールにおいて近畿支部の協力を得て缶詰販売店従業員約60名を招待し、缶詰の試食・意見交換を行なった。

'83春季フードウィーク開催

恒例のフードウィーク行事は下記により実施された。日食協ではこの催しについて会員への周知徹底等を図った。

○実施期間：3月1日(火)～14日(月)までの

2週間

○実施地域：札幌市、青森市、盛岡市、仙台市、
山形市、郡山市、埼玉県（浦和市）、
千葉県（千葉市）、東京都、横浜
市、川崎市、富山県（富山市、高
岡市）、金沢市、岐阜市、名古屋
市、大津市、京都市、神戸市、岡
山市、広島市、北九州市、福岡市
及び沖縄県の区域 以上の23都県市

○食品生活展：東京都、川崎市、富山市、京都市
広島市。



〔社名変更〕

※曙メイカン株式会社では業務の拡大発展を期して厚木営業所を開設し、これを機会に社名を3月1月付で次の通り改称した。

新社名 関東メイカン株式会社

本社 横浜市金沢区鳥浜町3-4

電話 045-774-7000(代表)

厚木営業所

厚木市岡田西の前 1,685

電話 0462-28-7277(代表)

厚木営業所長 取締役 林 博道

〔本社移転〕

※レンゴー食品株式会社では2月末本社ならびに食品部を下記に移転した。

本社 〒143大田区平和島5-2-28

TEL 03-766-9571(代)

食品部 同上

TEL 03-766-9811(代)

〔役員人事〕

※株式会社東食では1月28日開催の定時株主総会ならびに取締役会において次の通り役員の選任が行なわれた。

取締役会長	富永 鐵男
代表取締役社長	飯塚 三男
代表取締役専務取締役	内山 甲一
常務取締役	伊藤 守男
常務取締役	稻本 豊
常務取締役	堀田 久
常務取締役	鶴祐輔
常務取締役	松島 裕
取締役	安藤 一三
取締役	大島 祐之助
取締役	井上 憲一
取締役	山野辺 義人
取締役	有井 一成
監査役	岡田 辰雄
監査役	小原 昌和

※フクヤ商事株式会社（本社宇都宮市）では、2月26日開催の株主総会および取締役会において次のとおりの役員を選任した。

代表取締役取締役会長	津布久加一郎
代表取締役取締役社長（営業本部長）	津布久 福次
代表取締役専務取締役（管理本部長）	松崎 圭司
常務取締役（営業副本部長前橋支社長）	松本 宏
取締役（営業副本部長宇都宮支社長）	香川 堯男
取締役（非常勤）	加藤 淳
監査役（非常勤）	市瀬 竹久

〔受章祝賀会〕

※カネトミ商事㈱五大物産㈱取締役社長乾昌秋氏は昨年11月黄綬褒章を受章された。その祝賀会を2月17日(木)大阪市大閣園で開催。盛大

にその受章を寿いだ。



〔事務所移転〕

※社団法人山形県缶詰協会は事務所を3月8日より下記に移転した。

新住所 〒990-22

山形市流通センター3丁目11番地5

電話 山形(0236)22-6088・6020

〔定期総会〕

※長野県食品問屋連盟(会長 早田茂一郎)では3月17日(木)松本市美ヶ原温泉ホテルにおいて第14回定期総会に引き続いで「野性的リーダーシップ」講師産業人研究所長 鶴巻敏夫氏の講演会、懇親会を開催した。

井上勘吾氏専務理事に昇格

3月7日、(財)日本缶詰検査協会では評議員会を開催し、諸議案を審議可決した。

理事辞任とその後の推薦については、中田専務理事は3月28日をもって65才の停年に達し辞任の申し出があり承認され、後任理事には清水検査所所長大内正治氏が推薦された。理事会で専務理事に井上勘吾氏、常務理事に佐々木義彦氏を互選し内定したことが報告された。

(就任は主務官庁の認可後となる。)

’83国際食品展開幕

(社)日本能率協会主催による恒例の国際食品展およびホテル・レストランショーが3月14日~18日の5日間東京・晴海の見本市会場で盛大に催された。

また併設シンポジウムとして'83ホテル・旅館・レストランシンポジウムが15日~18日経団連会館で、また食品産業シンポジウムが16日~17日に日本能率協会で開らかれた。これら一連の催事に日食協も協賛団体として参加した。

トマトジュースの景品 類制限で公聴会

公正取引委員会では、不当景品類及び不当表示防止法第3条の規定に基づき、トマト加工品業における景品類の提供に関する事項の制限の一部を改正し、トマトジュース類その他トマトを主原料とした飲料を同規制からはずし、景品類の提供については公正化を期して一般の果汁飲料等と同じ条件で行なうことができるよう改める方針である。

このことにつき(社)全国トマト工業会では業界内部のコンセンサスを図ってきたが、3月22日午後1時半から公取委審判庭において①トマト加工品業における景品類の提供に関する事項の制限の一部改正および②トマト加工品業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部改正の2案件につき公聴会が開らかれた。なおこの公聴会には公述人として日食協専務理事が出席した。

新刊紹介

「問屋の挑戦」

強い問屋・その復権への条件

中田信哉著

加工食品卸売業界に造詣が深く、また日食協にも種々の協力をいたしている中田信哉先生(流通政策研究所主任研究員・神奈川大学講師)が、このほど「問屋の挑戦」を著作発刊された。

副題に「強い問屋・その復権への条件」として問屋の時代きたるとして問屋にとって合理化とは何か、市場の分化にどう対応するか、業態化こそ問屋の進むべき道であると論じ、問屋の挑戦の本論に及びその新しい戦略展開を解いている。

B6版203頁で定価980円。

発行所 こう書房(東京・千代田区飯田橋3-7-12)

電話03(263)3803。振替東京6-33738)

なお同書は各書店でも発売中である。